

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の低潮線保全区域を定めること。（本則及び別表関係）

第二 法第五条第一項ただし書の政令で定める行為は、海岸保全区域等の管理に係る行為等とすること。

（本則関係）

第三 この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年六月一日）から施行すること。

（附則第一項関係）

第四 その他所要の改正を行うものとする。

（附則第二項関係）